

第 5 次福岡市子ども総合計画  
目標 2 子ども・若者の自立と社会参加  
(素案)

## 施策6 子どもの居場所や体験機会の充実

### これまでの取組と成果

- ◆留守家庭子ども会について、対象学年を段階的に拡大して平成27年度より小学生の全学年の受け入れを実施し、利用者数の増加に対応した施設の増改築やスタッフ研修の充実を行うなど、放課後等における児童の健全育成に取り組みました。
- ◆放課後等デイサービスの充実や、いわゆる子ども食堂を運営する団体等に対する助成・支援に取り組むなど、放課後等における子どもの居場所づくりに取り組みました。
- ◆わいわい広場の設置校の拡大（H26年度末86校→H30年度末126校）、福岡市科学館の開館、中央児童会館あいくるのリニューアルオープンなど、子どもの遊びや体験機会の充実に取り組みました。
- ◆公園の整備にあたって開催したワークショップのうち約7割（H26年度～H30年度）に子どもが参加したほか、ミニふくおかについて、小・中学生に加えて高校生も企画・運営に参画するなど、子どもが社会参加する機会の充実に取り組みました。

### 現状と課題

- ◆女性就業率の上昇に伴い、留守家庭子ども会の需要が高まっています。
- ◆緊急時や用事の際に子どもを預けられる親族等がいない家庭のため、休日夜間や急用時に保護者が監護できない小学生の居場所の充実が課題となっています。
- ◆福岡市子ども・子育て支援に関するニーズ調査によると、子どもどうしでの遊びやスポーツなどの活動が不足しているという保護者の意見が多くみられ、放課後等の遊び場が引き続き求められています。
- ◆同調査によると、子ども向け事業や子どもの居場所活動の利用ニーズが高く、引き続き、子どもの体験機会を充実させるための事業や居場所活動の支援が求められています。

### 施策の方向性

- ◆放課後や長期休暇などに子どもたちが安全に過ごし、かつ主体的に活動できる場を充実させるとともに、地域における居場所づくりや支え合いの活動を支援します。
- ◆地域等との協力や公園の整備など、子どもたちの放課後等の遊び場の充実を図ります。
- ◆関係部局や地域団体などが連携し、子どもの自主性・人間性等を育む多様な体験・交流の機会の充実を図るとともに、それらに関わる担い手の育成に取り組みます。

#### (1) 放課後等における居場所の充実

- 放課後等に保護者が就労等により不在である子どもたちが安全に過ごせるよう、学校や地域、保護者などの協力を得て留守家庭子ども会を運営し、わいわい広場との連携を強化するなど児童の主体的な活動を支援し児童の健全育成に取り組みます。
- 就学している障がい児に対し、放課後や長期休暇に生活能力向上のための訓練などを行う放課後等デイサービスの充実と質の向上に取り組みます。（施策9再掲）
- 食事などを通じて大人と関わる場や体験の機会を得られる居場所づくりを行う団体や地域活動を支援します。（施策13再掲）
- ファミリー・サポート・センターを通じ、地域における子育ての相互援助活動を推進します。（施策3再掲）

## (2) 遊び・活動の場づくり

- 放課後等に自由に安心して遊べる場として、地域やNPOなどの参画を得て、小学校の校庭などを活用してわいわい広場を実施し、留守家庭子ども会や学校などと連携するとともに、より子どもたちが主体的に活動できる場になるよう事業の充実に取り組みます。
- 中央児童会館において、常設の「遊び・体験・交流の場」の提供や、クラブ活動・親子遊び等の月例行事、季節のイベントを実施するなど、子どもの視点での活動の場づくりや「異年齢・異世代の交流の場」としての機能を充実させるとともに、遊びのプログラムを体育館・公民館等に出向いて実施します。
- 特別支援学校に通学する障がい児に放課後などの活動の場を提供する特別支援学校放課後等支援事業を全校で実施します。(施策9再掲)
- 安全に楽しく遊べる公園づくりや、市街地に残る貴重な樹林地の保全を進め、子どもが屋外で自然とふれあいながら安全に楽しく活動できる場の確保を図ります。
- 都市公園の整備や再整備にあたっては、見通しの確保などにより子どもが安心して遊べる空間づくりや、親も安心してそれを見守り快適に時間を過ごすことができる公園内の居場所の確保、子どもが多様な遊びができる場づくりを推進します。

## (3) さまざまな体験機会の充実

### ①主体的・創造的な活動の推進

- ・小・中学生及び高校生等を対象に、発達段階に応じた主体性・社会性・創造性などを育み、福岡市の未来を切り拓く人材を育成するミニふくおかを実施します。
- ・子どもたち自らが企画・立案したユニークで夢のある行事や活動の実施のため、活動経費の一部を助成し、より多くの子どもの参加を促進します。

### ②国際交流活動の推進

- ・アジア太平洋子ども会議・イン福岡の開催事業を支援するなど、子どもたちが、異文化とふれあい、豊かな国際感覚を醸成する機会の提供に取り組みます。
- ・地域に居住する外国人やその子どもたちとの交流を深め、地域の国際化を推進するとともに、さまざまな国際交流の機会の提供に努めます。

### ③文化芸術活動の推進

- ・子どもたちが、創造力や感性を高め、多様な価値観やコミュニケーション能力を身に付けることができるよう、学校や地域コミュニティとも連携しながら、子どもたちがさまざまな文化芸術に触れる機会や、音楽、ダンス、絵画・工作などを体験する機会を提供します。

### ④科学の体験学習の推進

- ・福岡市科学館において、子どもが興味に応じて自由に、自発的に学べる展示や演示、学校や地域へ出向いての体験学習など、多彩な科学体験活動を展開します。
- ・福岡市科学館では、ボランティアの養成や、大学、企業、NPOなどとのネットワーク形成を行い、多様な主体の参画の下で、より魅力的な事業を展開するとともに、地域での活動につなげるなど、地域における子どものための「科学コミュニケーション活動」を推進します。

### ⑤自然体験活動の推進

- ・背振少年自然の家や海の中道青少年海の家において、子どもが家庭や学校では得ることができない体験ができる場として、豊かな立地環境を活かしたプログラムを充実し、子どもや家族、小・中学校、地域の青少年団体などの自然体験活動の機会を提供します。

#### ⑥スポーツ活動の推進

- ・スポーツ活動を通じて、子ども・若者の心と体の健康づくりを促進します。
- ・スポーツを行うきっかけをつくり、気軽に継続してスポーツを行う習慣を身に付けるよう、体育館やプール、公民館などにおいて、各種のスポーツ教室を実施するなど、スポーツ・レクリエーション活動の促進に努めます。

#### ⑦読書活動の推進

- ・子どもの自主的な読書活動を推進するため、家庭、地域、図書館、学校が連携し、読書活動への理解と関心を高める取組みを進めます。

#### ⑧多様な体験活動の推進

- ・公民館において、子どもの健全育成に関する事業を行い、生活体験・社会体験・自然体験など、さまざまな活動の機会を提供します。
- ・動物とのふれあいや水道施設の見学、環境問題に関する体験学習など、身近な事柄を通じて社会の仕組みを学ぶ機会を提供するなど、多様な体験活動を推進します。

#### ⑨社会参加の促進

- ・公園など子どもが利用する施設の整備や運営にあたって、たとえばワークショップ等への子どもの参加を促すなど、子どもの意見を取り入れた遊び場づくりや体験機会の充実に努めます。

#### (4) 遊び・活動・体験を支える地域活動の支援

- 子ども会育成連合会、自治協議会などを積極的に支援し、コミュニティ活動や遊びを通じて、地域の中でのコミュニケーションや世代間交流の充実・活性化に努めるとともに、子どもたちが多様な体験や異年齢の子どもとの交流を通して、連帯感や協調性、責任感などを身につけることができるよう取り組みます。
- 地域における子どもの活動の充実を図るため、地域のさまざまな人材を発掘し、子どもの育成に携わる指導者の育成や支援者の確保に取り組みます。

#### 現在の主な事業

留守家庭子ども会 放課後等デイサービス（施策9再掲） 子どもの食と居場所づくり  
支援事業（施策13再掲） ファミリー・サポート・センター事業（施策3再掲）  
わいわい広場 中央児童会館での遊び・体験・交流の場の提供  
特別支援学校放課後等支援事業（施策9再掲） 公園再整備事業 身近な公園整備事業  
ミニふくおか 地域子ども育成事業（子どもの夢応援等）  
アジア太平洋こども会議・イン福岡 子ども文化芸術魅力発見事業  
夏休みこども美術館 スクールツアーファミリーDAY  
博物館夏休み親と子のワークショップ こども博物館  
福岡市科学館 背振少年自然の家・海の中道青少年海の家 海っこ山っこスクール  
アビスパ少年少女サッカー教室 アビスパ福岡心の教育プロジェクト事業  
親子サッカー教室 子ども読書活動の推進 こども図書館  
公民館などで行う子ども向け事業 小学校等での動物愛護事業 こども水たんけん隊  
親子水道施設見学会 こども水道教室 環境わくわく出前授業  
子ども会育成連合会の支援 子ども会などの活動支援（ジュニアリーダーの育成）



## 施策7 青少年の健全育成と自己形成支援

### これまでの取組と成果

- ◆子どもの基本的な生活習慣の定着や規範意識の醸成を図る家庭教育についての講習会等を開催するとともに、小・中学生の職場見学・体験、キャリア形成への意識を高める中学生向けのセミナーを実施するなど、子ども・若者の自己形成や社会的自立に向けた取組みを推進しました。
- ◆地域、学校等の関係機関と連携し、非行防止のための見回りや啓発活動に取り組むとともに、児童生徒を対象に、インターネットや携帯電話の正しい利用や危険性の指導・啓発を行い、また、「青少年を見守る店」の数を増やすなど、青少年の健全育成や非行防止、被害の防止に取り組みました。

### 現状と課題

- ◆将来の目標をまだ描いていない中高生年代を中心とした子どもたちのため、自己形成の支援や職業観を育む機会の充実が求められています。
- ◆非行相談件数は減少傾向にありますが、性的非行に関する相談割合が増加するなど、スマートフォンやSNSの普及などを背景に、個々の相談の深刻化がみられます。非行防止の取組みとあわせて、正しい性知識などの保健・健康教育も必要とされています。

### 施策の方向性

- ◆子ども・若者が、多様な経験を通して豊かな人間性を育み、自立した大人へと成長していけるよう、子ども・若者の自己形成や社会的自立に向けた取組みを推進します。
- ◆非行や被害を防止し、青少年が深刻な状況に陥ることがないように、インターネットやSNS等の適切な使用に関する啓発を行うとともに、家庭や学校、地域と連携し、非行防止活動や有害環境への対応、思春期の保健・健康教育などに取り組めます。

#### (1) 子ども・若者の自己形成や社会的自立に向けた取組み

- PTA等と連携し、また、公民館等において、家庭教育に関する学習の機会を提供するなど、子どもの基本的な生活習慣、規範意識、自立心などを育む取組みを行います。
- 小・中学校において、地域や家庭と一体となって、子どもの道徳性を育む取組みの充実を図ります。
- 小学校や中学校の段階から、職場見学、職場体験を行うなど、勤労観や職業観を育てる教育を推進します。
- 男女共同参画の視点から、性別にとらわれないキャリア形成について考える機会を提供するため、中学校へ講師を派遣する出前セミナーを実施し、福岡市の将来を担う多様な人材を育成します。
- 大人になったことを自覚し、自ら生き抜こうとする青年を祝い励ます「成人の日」について、新成人の参画のもとで記念行事を実施します。
- 小・中学生及び高校生等を対象に、発達段階に応じた主体性・社会性・創造性などを育み、福岡市の未来を切り拓く人材を育成する事業を実施します。(施策6再掲)

## (2) 非行防止と有害環境への対応

- フィルタリングソフトの導入や家庭内のルールの設定など、インターネットや SNS、スマートフォン等の適切な利用や青少年の被害防止を進めるための啓発を行います。
- 非行の未然防止や早期発見のため、家庭や学校、地域コミュニティ等の機関・団体が連携して非行防止活動を行うとともに、校区での少年愛護パトロールを実施します。
- 非行等の問題を抱える生徒の居場所をつくり、学習等の支援を行います。(施策8再掲)
- 携帯電話販売代理店、有害図書類の取扱店などへの立入調査を実施します。携帯電話販売代理店においては、18歳未満の者が使用する携帯電話等についてフィルタリングサービスの説明や利用勧奨を行っているかなどを確認します。

## (3) 子どもの健康づくりと思春期の保健・健康教育

- 望ましい食習慣を体得する大切な時期である学齢期に、食事を通して自らの健康管理を身につけられるよう、学校ごとに「食育指導計画」を作成し、学校の教育活動全体を通じて広く食に関する指導を行います。
- 思春期を迎える子どもに、学校や区役所（保健福祉センター）において、家族のふれあいの大切さや、親の役割、正しい性知識や生命の尊さに関する学習機会を提供します。
- 近年、特に低年齢化している薬物乱用や、エイズなどの性感染症、喫煙・飲酒などを防止するため、子どもの発達段階に応じた教育や啓発活動を行い、家庭や地域における取組みを支援します。
- こども総合相談センターや区役所（保健福祉センター）における電話や窓口での相談など、子ども自身や保護者などからの相談体制を充実します。

### 現在の主な事業

家庭教育支援事業 公民館などにおける家庭教育の機会の提供  
職場体験学習事業 アントレプレナーシップ教育～ふくおか立志応援プロジェクト～  
小学生からのキャリア教育事業 中学生のためのキャリアデザイン啓発事業  
ミニふくおか（施策6再掲）  
インターネット・携帯電話を介した児童生徒の被害防止取組推進事業  
メディアリテラシーの育成 区青少年育成推進事業  
遊び・非行型の不登校児童の居場所づくり事業（施策8再掲）  
学校等における食育の推進 ティーンエイジャー教室 薬物乱用防止啓発事業

## 施策 8 若者等の相談支援と居場所の充実

### これまでの取組と成果

- ◆スクールソーシャルワーカーを全中学校区に、また、登校支援が必要な児童生徒に対応する教員を小呂、玄界中を除く全中学校に配置するとともに、教育相談の増加や地域における思春期相談の増加に対応した電話・面接相談、訪問相談等を実施するなど、登校支援が必要な状況やひきこもりの状態にある子どもへの支援の充実に取り組みました。
- ◆中高生を中心とした若者が自由に過ごすことができる居場所を運営する団体への支援によって居場所を拡充しました。また、ひきこもりや非行等の状態にある若者の農業体験等の社会参加の機会を提供し、参加した若者の生活習慣や対人関係に改善がみられました。

### 現状と課題

- ◆学校復帰率は向上していますが、依然として多くの児童生徒が登校支援が必要な状態にあるため、生徒や保護者の状況に応じた相談・支援を行う必要があります。
- ◆福岡市青少年の意識と行動調査（平成 31 年 1 月実施）によると、18～39 歳の若者のうち 0.74%（市内 3,308 人）がひきこもりの状態、4.61%（市内 20,613 人）が無業の状態であると推計され、そのうち 7～8 割に職歴があり、就職を希望しています。
- ◆同調査によると、ひきこもりや無業の状態にある若者は悩みや心配ごとを「誰にも相談しない」傾向があるため、困難を有する若者や家族を早期に把握し、ニーズに応じた適切な支援につなぐ機能が求められています。
- ◆登校支援が必要な状態やひきこもりの状態にある中高生や青年などの若者が安心して過ごし、社会的なつながりを感じられる多様な居場所や活動の充実が課題となっています。

### 施策の方向性

- ◆登校支援が必要な児童生徒に関しては、学校内での連携を図って教育・心理・福祉の面から子どもと家庭を支援するとともに、適応指導教室、NPO などとの連携を通して、安心して学校へ復帰することや社会的な自立を支援します。
- ◆ひきこもりや無業の状態にあるなど社会生活を営む上で困難を有する若者や家族について、学校等の関係機関と連携して早期に把握し、ニーズに応じた適切な支援機関や団体につなぐための相談機関の設置を検討するとともに、年齢階層で途切れることなく複合的な困難にも対応するため、「縦と横のネットワーク」による連携体制を強化します。
- ◆これらの機能や連携体制のもと、不登校などの経験やいじめの被害体験、家庭内での暴力・虐待等の逆境体験、発達障がいなどを有する中高生や若者に対し、中学卒業や高校中退・卒業後も切れ目なく、社会参加や自立の支援に取り組みます。
- ◆登校支援が必要な状況にある中高生、ひきこもりや無業の状態にある若者などの多様なニーズに合った居場所や活動の場の提供、それらを行う民間活動への助言や支援を行います。

### (1) 若者に関する総合的な支援・連携体制の整備

- 社会生活を営む上で様々な困難を有する若者や家族からの相談を広く受け付けるとともに、アウトリーチや家庭・地域・関係機関(学校等)との連携によって、支援が必要な若者を早期に把握し、働きかけ、ニーズに応じた適切な機関(就労支援等)や団体(居場所活動、当事者グループ等)などの社会資源につなぐための相談機関の設置を検討します。
- 各分野の支援機関の「縦と横のネットワーク」である子ども・若者支援地域協議会について、より実効的な連携体制や調整機能を強化することにより、困難を有する若者の社会的つながりや社会参加、自立を支援します。

### (2) 不登校・ひきこもり・無業の状態にある若者等の支援

- 中学校1年生において、各学校の判断に応じて少人数学級を実施し、個に応じたきめ細かな対応に努めます。
- 登校支援が必要な児童生徒に専任で対応する教員を中心に、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーなどがチームとなって、登校支援が必要な児童生徒や保護者に対する支援を実施するとともに、教育相談や適応指導教室などを通じ、学校復帰等に向けた相談・支援に取り組みます。
- ひきこもりの傾向がある20歳未満や成人期の若者や家族に対し、相談事業や家族教室、訪問支援、集団活動の場の提供など、社会的つながりの維持や社会参加、自立に向けた支援を行います。

### (3) 中高生や若者に寄り添う居場所の充実

- 非行などの問題を抱える生徒の居場所をつくり、学習などの支援を行います。
- 子ども・若者の自立心や社会性を養うため、中高生や若者が気軽に立ち寄り、自由に過ごせるフリースペースを提供します。
- 不登校などの経験やいじめの被害体験、家庭内での暴力・虐待等の逆境体験、社会的養護の経験、発達障がいなど、さまざまな背景や特性を抱える中高生や若者のための居場所や当事者グループ、社会参加の場の提供などの民間活動に対する助言や支援を行い、多様な活動の拡大を図ります。

### (4) 中学校卒業後や高等学校等中退・卒業後の切れ目のない支援

- 中学卒業や高等学校等の中退・卒業をきっかけに、困難な状況にある若者に対する支援が途切れることがないように、スクールソーシャルワーカー等の支援者、若者支援に取り組む関係機関・団体、社会的養護に関わる職員・施設、高校、県の若者自立相談窓口などと連携し、若者の社会的つながりや社会参加、自立の支援に取り組めます。

### (5) 発達障がい等を抱える若者の支援

- 発達障がい者支援センターを中心に、各関係機関が連携を図りながら、自閉症などの発達障がいのある子どもとその家族に対して、乳幼児期から成人期までのライフステージを通じた一貫した支援に取り組めます。(施策4再掲)
- 専門家や団体、事業者、保健・教育・福祉関係者等で構成する発達障がい者支援協議会などを通じて、関係機関・団体の連携を強化し、支援の充実を図ります。(施策4再掲)

- 発達障がい者支援センターと障がい者就労支援センターを集約し、個々の特性を踏まえた効果的な就労支援、研修の充実、待機時間の短縮など、発達障がい児・者のニーズに応えられる体制の整備を進めます。
- 発達障がいへの理解を促進するため、啓発活動や市民向け講座を実施します。(施策4再掲)

## (6) 自立・就労の支援

- 無業やひきこもり、非行の状態にあるなど社会生活上の困難を有する若者に対して自立に向けた一歩を踏み出すための機会（さまざまな社会参加や就労体験の場など）を提供する民間団体、若者サポートステーション等の機関、事業者などの相互連携を、子ども・若者支援地域協議会を通じて促進します。
- 各区に設置している就労相談窓口で、キャリアコンサルタントなどによる個別相談を実施するとともに、企業とのマッチングを行うなど、若者の就労支援を推進します。
- 障がい者就労支援センターを中心に、関係機関が連携し、精神障がい・発達障がい・知的障がいなどがある若者の就労を支援するとともに、就労移行支援事業所のスキルアップや企業の開拓などを進めます。

### 現在の主な事業

子ども・若者支援地域協議会 中学校1年生における少人数学級の実施  
 登校支援が必要な児童生徒に対応する教員の配置  
 スクールソーシャルワーカー活用事業 スクールカウンセラー等活用事業  
 教育相談機能の充実 適応指導教室の運営 大学生相談員派遣事業  
 思春期集団支援事業 思春期ひきこもり等相談事業  
 ひきこもり地域支援センターの運営（地域思春期相談事業）  
 成人期ひきこもり地域支援センター事業  
 遊び・非行型の不登校児童の居場所づくり事業  
 中高生や若者の社会参加につながる居場所づくり・民間活動に対する助成  
 NPOとの共働による不登校児童生徒の保護者支援事業（不登校よりそいネット）  
 発達障がい者支援センター（施策4再掲） 発達障がい者支援協議会（施策4再掲）  
 子ども・若者活躍の場プロジェクト 就労相談窓口事業 障がい者就労支援センター



## 施策9 障がい児の支援（学童期以降）

### これまでの取組と成果

- ◆発達障がいと診断を受ける児童の増加などに伴う放課後等デイサービス等の利用者数の急激な増加に対応するとともに、サービスの質の向上に向けた研修の充実や指導の強化に取り組みました。
- ◆関係団体・機関などとの連携により、特別支援学校卒業生の就労促進に取り組んだ結果、就労率が上昇しました。

### 現状と課題

- ◆障がいのある児童生徒数の増加や放課後等デイサービス利用者数の大幅な増加がみられ、障がいのある子どもの学校における支援や、放課後や休日の支援ニーズに対する施策の充実、支援の質の向上などが求められています。
- ◆特別支援教育を要する児童生徒数の増加やニーズの多様化を踏まえ、個に応じた連続性のある支援、就労など自らの可能性を追求できる環境の整備などが求められています。

### 施策の方向性

- ◆学校において合理的配慮の提供に努めるとともに、保護者と連携し、十分な情報共有のもと、一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育に取り組みます。
- ◆関係部局や障がい福祉サービス事業所等が連携し、障がいのある子どもの福祉の向上や自立に向けた訓練等に関する相談や利用支援を行うとともに、放課後や休日の支援ニーズに対応できるよう、放課後等における支援の充実や質の向上を図ります。
- ◆障がいのある子どもの社会的自立や就労に向けた相談や支援をおこなうとともに、地域交流の支援、理解の促進などに取り組み、共生社会の実現に努めます。

#### (1) 特別支援教育の推進

- 各区特別支援教育連携協議会を中心に、各校種（小・中学校、特別支援学校等）における組織的な支援体制の構築に取り組みます。
- 保護者と連携して作成する個別の教育支援計画と指導計画を活用し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育や、将来を見据えた専門的かつ連続性のある支援・指導の充実などに取り組みます。
- 障がいの有無にかかわらず互いに学び合う教育環境を実現するため、ふくせき制度や交流及び共同学習への取組み、特別支援学校に加えて小中学校における医療的ケアの実施など、インクルーシブ教育の充実を図ります。

#### (2) 発達障がい児の支援や放課後等における支援の充実

- 発達障がい者支援センターを中心に、各関係機関が連携を図りながら、自閉症などの発達障がいのある子どもとその家族に対して、乳幼児期から成人期までのライフステージを通じた一貫した支援に取り組みます。（施策4再掲）

- 就学している障がい児に対し、放課後や長期休暇に生活能力向上のための訓練などを行う放課後等デイサービスの充実と質の向上に取り組みます。
- 特別支援学校に通学する障がい児に放課後などの活動の場を提供する特別支援学校放課後等支援事業を全校で実施します。

### (3) 自立や社会参加に向けた相談・支援

- 学校と行政、障がい福祉の相談やサービスに関わる事業者などが連携し、障がいのある子ども・若者の社会的自立や就労に向けた相談・支援などの取組みを推進します。
- 障がい児や特別支援教育に対する認識や理解を促進し、地域において障がい児が育まれるよう、特別支援学校の児童生徒と地域の小中学校の児童生徒との交流活動を推進します。また、障がい児と同じ地域に住む子どもたちとの交流に取り組んでいる団体の活動を支援します。
- 発達障がい者支援センターと障がい者就労支援センターを集約し、個々の特性を踏まえた効果的な就労支援、研修の充実、待機時間の短縮など、発達障がい児・者のニーズに応えられる体制の整備を進めます。(施策8再掲)

#### 現在の主な事業

特別支援学級 通級指導教室 ふくせき制度（交流及び共同学習）  
 発達障がい者支援センター（施策4再掲） 放課後等デイサービス  
 特別支援学校放課後等支援事業  
 特別支援学校卒業生の就労促進 発達教育センターによる相談・支援

## ◆目標2 事業目標

### 子ども・子育て支援法の必須項目（国の指定項目）

事業名（国事業名）		指数	R元 年度末	R2 年度末	R3 年度末	R4 年度末	R5 年度末	R6 年度末
留守家庭子ども会 （放課後児童健全育成事業）	見込み	利用者数(人)	16,880 (H31.4.20)	17,200	17,400	17,600	17,700	17,800
	確保方策		17,000	17,500	17,500	18,000	18,000	18,000

※事業の実施は、毎年度の予算編成過程で決定する。

### 福岡市が独自に設定する項目

項目名	指数	現状値 R元年度末	目標値 R6年度末
子どもの食と居場所づくり（目標3再掲）	支援 団体数	27 (H30年度末)	54
わいわい広場	実施 箇所数	126 (H30年度末)	144
身近な公園の整備における子どもが参加したワークショップの割合	割合(%)	73% (H26~30実績)	80%
地域で中高生や若者が気軽に立ち寄り自由な時間を過ごすことができる居場所	支援 団体数	13 (H30年度末)	23

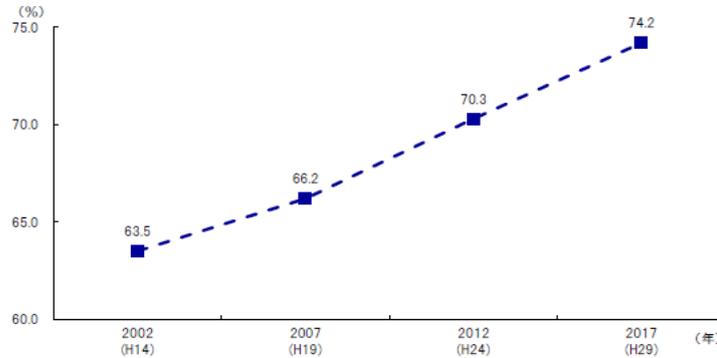
※事業の実施は、毎年度の予算編成過程で決定する。

## ◆目標2 成果指標

成果指標	現状値 R元年度末	目標値 R6年度末
地域の遊び場や体験学習の場への評価（地域の小中学生はさまざまな遊びや体験学習をする場や機会に恵まれていると感じる、高校生以下の子をもつ保護者の割合）	64.3% (H30年度)	65% (R4年度)
子どもの携帯電話の使用に関する保護者の意識 中高生の保護者のうち、「子どもの携帯電話の使用に際して、家庭内でルールを設けている」割合	80.7% (H29年度)	90%
長期欠席児童生徒のうち不登校に分類される生徒の復帰率	49.2% (H29年度)	65%
悩みや心配ごとを「誰にも相談しない」と答えた青年の割合	13.2% (H30年度)	10%未満
知的障がい特別支援学校高等部3年生で就労を希望している生徒（5月時点）の卒業時の就労率	96.4% (H29年度)	100%

## ◆目標2 関連データ

### 女性就業率（25歳から44歳まで）の推移



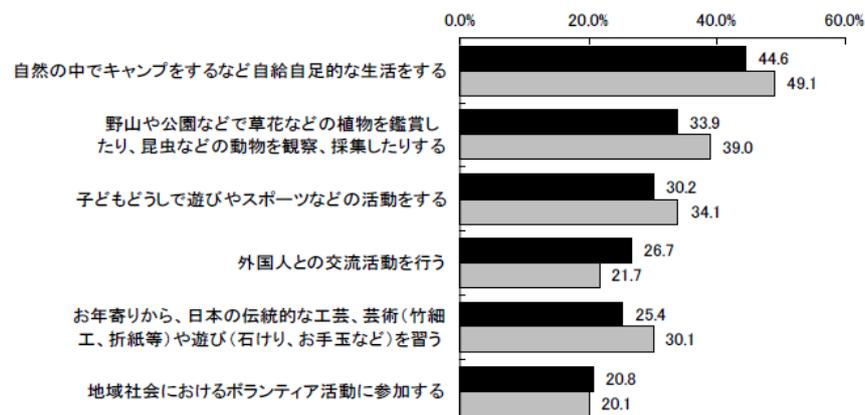
出典：総務省「就業構造基本調査」

### 子どもを預かってもらえる人がいるか（小学生の保護者）



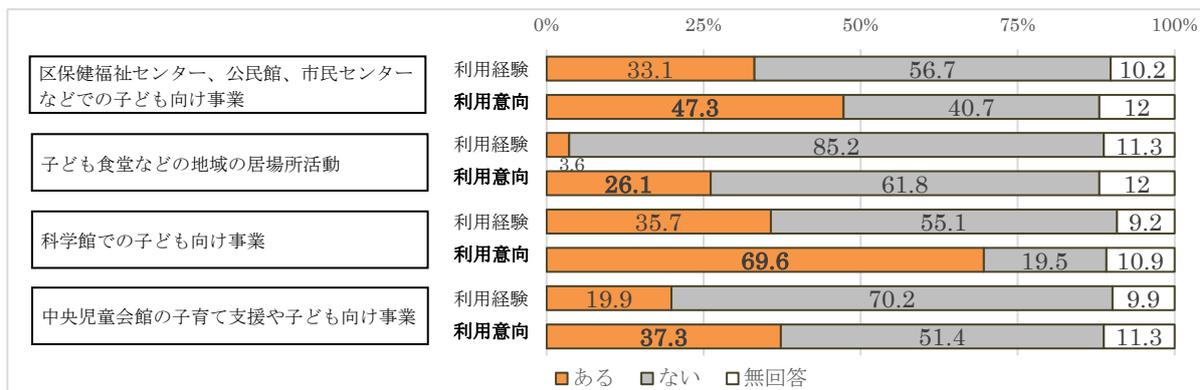
出典：平成30年度 福岡市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

### 最近の子どもに不足していると思う体験（小学生の保護者）



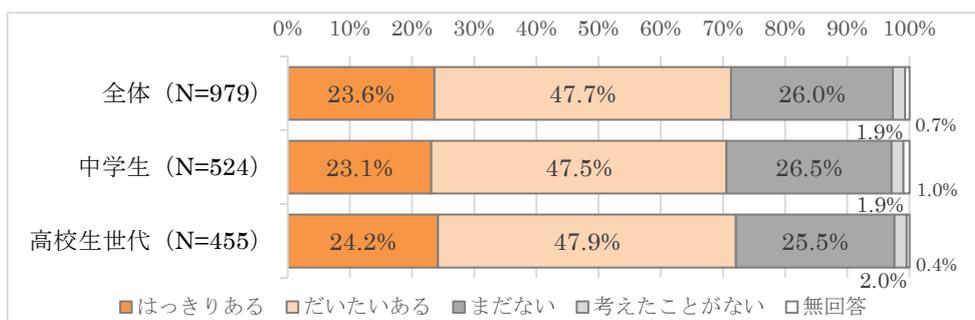
出典：平成30年度 福岡市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

## 子ども向け事業等の利用経験と今後の利用意向（小学生の保護者）



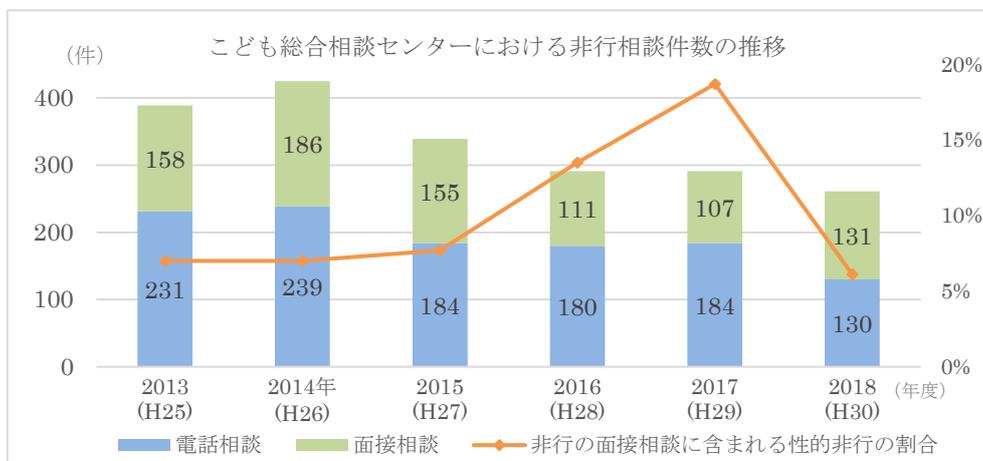
出典：平成30年度 福岡市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

## 将来の目標の有無（中学生本人・高校生世代本人）



出典：平成30年度 福岡市青少年の意識と行動調査

## 非行相談の状況



福岡市子ども未来局調べ

## 長期欠席児童生徒のうち不登校に分類されている児童生徒の状況

年度	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)
1,000人当たりの 不登校に分類される 生徒数(中学校) (人)	30.7	27.9	24.6	24.1	23.7	22.8	22.0	21.2	23.2	17.9	36.7
復帰率 (%)	16.3	17.9	22.5	32.6	30.9	39.9	39.4	43.2	43.2	49.2	44.8

福岡市教育委員会調べ

## ひきこもりや無業の状態にある若者（18～39歳）の状況

	該当回答者	該当率(※3)	推計数(※4)	H27 内閣府調査(※5)
ひきこもりの状態にある若者	11人(※1)	0.74%	3,308人	1.63%(56.3万人)
無業の状態にある若者	69人(※2)	4.61%	20,613人	4.83%(166.5万人)

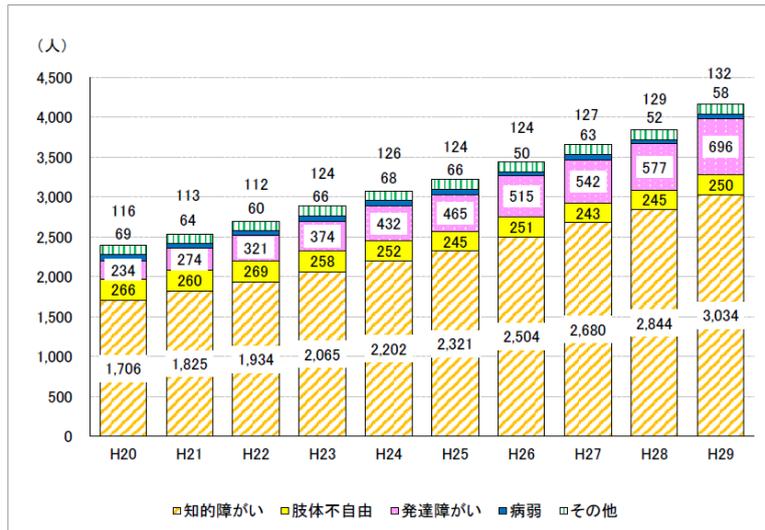
出典：平成30年度 福岡市青少年の意識と行動調査

- ※1 内閣府『若者の生活に関する調査』報告書(平成28年9月)「広義のひきこもり群」の定義に従って算出  
 ※2 「派遣会社に登録しているが働いていない」及び「無職」を選択した回答者数。専業主婦(夫)、家事手伝い、学生を除く。  
 ※3 (該当回答者数) ÷ (有効回答数) × 100%  
 ※4 (18～39歳 H31.1月末登録人口 447,150人) × (該当率)  
 ※5 調査対象者 15～39歳の有効回収率に占める割合(及びその割合と 15～39歳人口(3,445万人)の積)

項目	全回答者	ひきこもりの 状態にある若者	無業の状態 にある若者
悩みや心配ごとを「誰にも相談しない」と答えた人の割合	13.2%	63.6%	27.5%
とりのこされたような気になることが「よくある」と答えた人の割合	9.1%	36.4%	29.6%
今までに働いたことがある(雇用形態問わず)と答えた人の割合	—	75.0%	81.2%
現在の希望として「就職したい」と答えた人の割合	—	87.5%	75.4%

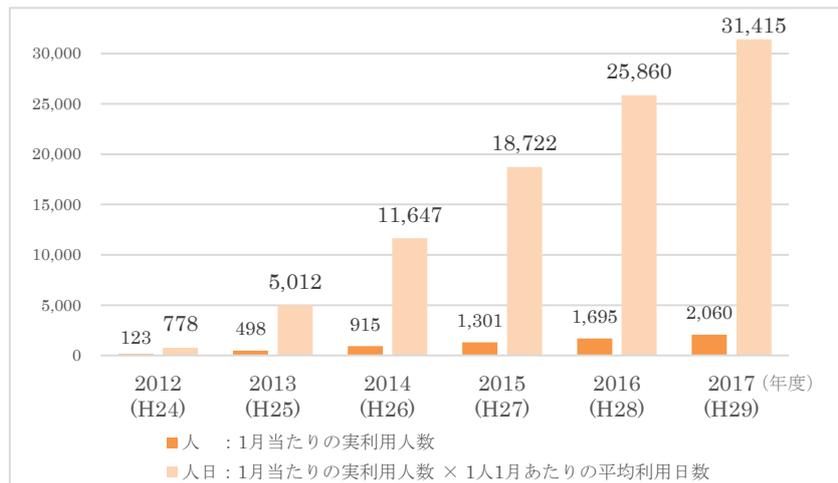
出典：平成30年度 福岡市青少年の意識と行動調査

障がいのある児童生徒数の推移（通級指導教室・特別支援学級・特別支援学校の在学者）



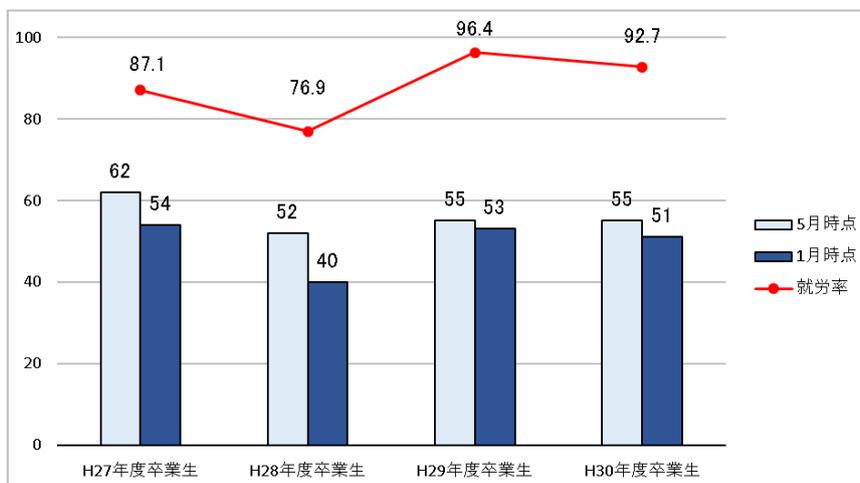
福岡市教育委員会調べ

放課後等デイサービスの利用実績の推移



福岡市子ども未来局調べ

知的障がい特別支援学校高等部の就労希望者数（高等部3年生5月時点）と就労者数



福岡市教育委員会調べ

